

長浜市役所本庁文書・倉庫棟他改修工事 設計図 令和6年8月					
I 工事概要	工事場所	長浜市 八幡町			
	建築物概要				
	NO	建物名称	構造	階数	竣工年度
	1	長浜市役所本庁	S造	地上7階・塔屋3階	平成26年
	2	長浜市役所文書・倉庫棟	S造	地上2階	平成26年
3					
4					
概要説明	長浜市役所文書・倉庫棟耐震対策及びシーリング打替え他 長浜市役所本庁屋上及び7階の窓木部シーリング打替え				
特記事項					

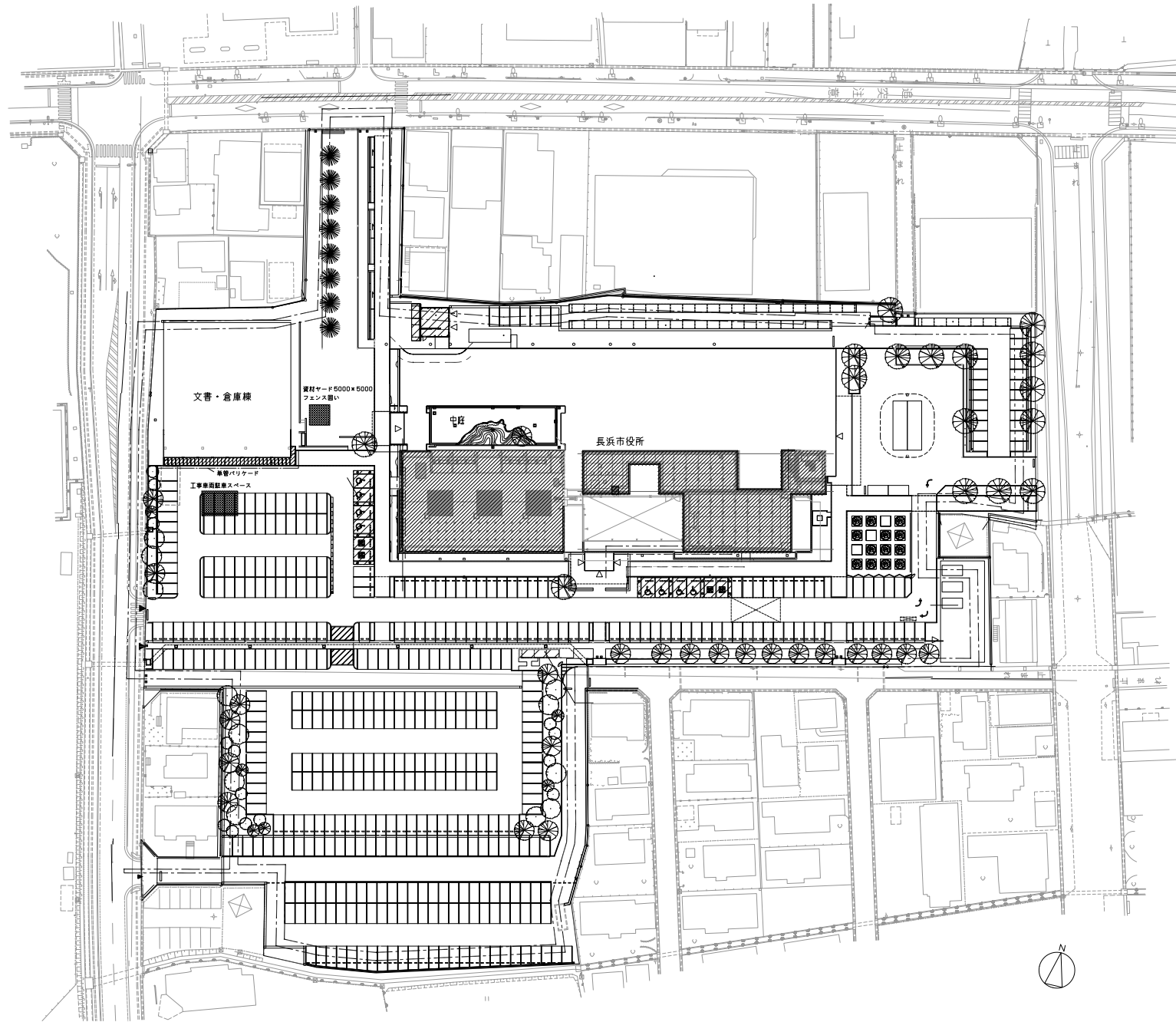
- II 建築工事仕様**
1. 標準仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁標準制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 最新版」（以下「改修仕様」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 最新版」および「建築物解体工事共通仕様書 最新版」による。また、国土交通大臣官庁官庁官庁標準制定の「建築改修工事標準仕様書 最新版」及び「建築工事標準仕様書 最新版」を参考にすることとする。
2. 特記仕様の表記
(1) 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は◎印の付いたものを適用する。
◎印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。
◎印と●印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記述の [] 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。
() 内表示番号は、単位の当該項目、当該図又は当該表を示す。
< . . . > 内表示番号は、単位の当該項目、当該図又は当該表を示す。
< . . . > 内表示番号は、建築物解体工事共通仕様書（最新版）の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項目	特記事項
① 施工基準	本工事は、工事種別契約書及び図面に遵守し、質問回答書、現場説明書、本特記仕様書を含む図書、仕様及び改修仕様により完全に施工する。 上記相互間に相違のある場合は優先順位は、記載の順序とする。 (1, 1, 1) 請負金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に稟議すること。 (1, 1, 4)
② 工事実績情報の登録 (CORINS)	
③ 提出図書	●施工計画書 提出部数 ●1部 (1, 2, 2) ●施工図 提出部数 ●1部 (1, 2, 3) ●完成図 提出部数 ●2部 (A3縮小製本及び電子媒体) (1, 9, 2) ●保安に関する資料 提出部数 ●2部 ● 図 (1, 9, 3) ●仕様等は長浜市工事関係様式とする。 (1, 2, 4)
④ 施工体制	受注者等は、公共工事入札契約適正化法に基づき仕様別仕様書の提出すること。 また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。 (1, 3, 1)
5 技術管理	受注者等は、建築法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたること。 (1, 3, 2)
⑥ 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。 (1, 3, 5) 工程・作業 指定日時
7 地元説明会	受注者等は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事範囲内容の説明を行うこと。 (1, 3, 7)
8 近隣家屋の調査	受注者等は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損害の有無を確認すること。万一、損害等が生じた場合は請負人の責任において現状に復元すること。また、受注者が必要と認められる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 (1, 3, 7)
9 総合安全衛生管理	労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理義務者には、(●)建築工事・電気設備工事・機械設備工事の受注者等を指名すること。 (1, 3, 7)
⑩ 安全対策	各種作業法令に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努め、工事の各段階において、監督、監視、検知、救助、火災対策、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境を保全し健全な社会を実現すること。また、建設現場にともなう騒音・振動等の影響を低減し、近隣住民の生活環境を保全すること。 (1, 3, 7)
⑪ 公害対策	工事着手前に付近の状況を確認し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、工事工程まで万全の対策を講ずること。 (1, 3, 7) ~ (10)
⑫ 産業廃棄物の処理	受注者等は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に計画書を出して承諾を受けること。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設産業廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）」を厳守し、分別解体及び再資源化を実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」及び「建設副産物適正処理推進法」を厳守し、建設副産物の廃棄抑制および有効利用の促進に努めること。また再資源化利用（促進）計画書および関係書類を作成し、速やかに報告すること。 (3) 請負人は「産業物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 (1, 3, 12)
⑬ 発生した処理等	◎横外搬出適切処理 ・指定制 (1, 3, 12)
14 石綿含有建材の事前調査制度	●大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用して報告を行うこと。 1. 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。 調査範囲 ●当該施工範囲 ●図示 貸与等 ●建設当初調査 ●建設調査報告書 分析方法 ●JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。 ●JIS に規定されている定性分析を行った上で定量分析を行うこと。 ●1ヶ所 ●ヶ所 (1, 5, 1)

15 技術士	① 1. [7, 2]
	① 1. [7, 2]
	② 1. [7, 2]
	③ 1. [7, 2]
	④ 1. [7, 2]
	⑤ 1. [7, 2]
	⑥ 1. [7, 2]
	⑦ 1. [7, 2]
	⑧ 1. [7, 2]
	⑨ 1. [7, 2]
	⑩ 1. [7, 2]
	⑪ 1. [7, 2]
	⑫ 1. [7, 2]
	⑬ 1. [7, 2]
	⑭ 1. [7, 2]
	⑮ 1. [7, 2]
	⑯ 1. [7, 2]
	⑰ 1. [7, 2]
	⑱ 1. [7, 2]
	⑲ 1. [7, 2]
	⑳ 1. [7, 2]
	㉑ 1. [7, 2]
	㉒ 1. [7, 2]
	㉓ 1. [7, 2]
	㉔ 1. [7, 2]
	㉕ 1. [7, 2]
	㉖ 1. [7, 2]
	㉗ 1. [7, 2]
	㉘ 1. [7, 2]
	㉙ 1. [7, 2]
	㉚ 1. [7, 2]
	㉛ 1. [7, 2]
	㉜ 1. [7, 2]
	㉝ 1. [7, 2]
	㉞ 1. [7, 2]
	㉟ 1. [7, 2]
	㊱ 1. [7, 2]
	㊲ 1. [7, 2]
	㊳ 1. [7, 2]
	㊴ 1. [7, 2]
	㊵ 1. [7, 2]
	㊶ 1. [7, 2]
	㊷ 1. [7, 2]
	㊸ 1. [7, 2]
	㊹ 1. [7, 2]
	㊺ 1. [7, 2]
	㊻ 1. [7, 2]
	㊼ 1. [7, 2]
	㊽ 1. [7, 2]
	㊾ 1. [7, 2]
	㊿ 1. [7, 2]

② 仮設工事	① 1. [7, 2]
③ 仮設養生	② 1. [7, 2]
④ 仮設養生	③ 1. [7, 2]
⑤ 仮設養生	④ 1. [7, 2]
⑥ 仮設養生	⑤ 1. [7, 2]
⑦ 仮設養生	⑥ 1. [7, 2]
⑧ 仮設養生	⑦ 1. [7, 2]
⑨ 仮設養生	⑧ 1. [7, 2]
⑩ 仮設養生	⑨ 1. [7, 2]
⑪ 仮設養生	⑩ 1. [7, 2]
⑫ 仮設養生	⑪ 1. [7, 2]
⑬ 仮設養生	⑫ 1. [7, 2]
⑭ 仮設養生	⑬ 1. [7, 2]
⑮ 仮設養生	⑭ 1. [7, 2]
⑯ 仮設養生	⑮ 1. [7, 2]
⑰ 仮設養生	⑯ 1. [7, 2]
⑱ 仮設養生	⑰ 1. [7, 2]
⑲ 仮設養生	⑱ 1. [7, 2]
⑳ 仮設養生	⑳ 1. [7, 2]
㉑ 仮設養生	㉑ 1. [7, 2]
㉒ 仮設養生	㉒ 1. [7, 2]
㉓ 仮設養生	㉓ 1. [7, 2]
㉔ 仮設養生	㉔ 1. [7, 2]
㉕ 仮設養生	㉕ 1. [7, 2]
㉖ 仮設養生	㉖ 1. [7, 2]
㉗ 仮設養生	㉗ 1. [7, 2]
㉘ 仮設養生	㉘ 1. [7, 2]
㉙ 仮設養生	㉙ 1. [7, 2]
㉚ 仮設養生	㉚ 1. [7, 2]
㉛ 仮設養生	㉛ 1. [7, 2]
㉜ 仮設養生	㉜ 1. [7, 2]
㉝ 仮設養生	㉝ 1. [7, 2]
㉞ 仮設養生	㉞ 1. [7, 2]
㉟ 仮設養生	㉟ 1. [7, 2]
㊱ 仮設養生	㊱ 1. [7, 2]
㊲ 仮設養生	㊲ 1. [7, 2]
㊳ 仮設養生	㊳ 1. [7, 2]
㊴ 仮設養生	㊴ 1. [7, 2]
㊵ 仮設養生	㊵ 1. [7, 2]
㊶ 仮設養生	㊶ 1. [7, 2]
㊷ 仮設養生	㊷ 1. [7, 2]
㊸ 仮設養生	㊸ 1. [7, 2]
㊹ 仮設養生	㊹ 1. [7, 2]
㊺ 仮設養生	㊺ 1. [7, 2]
㊻ 仮設養生	㊻ 1. [7, 2]
㊼ 仮設養生	㊼ 1. [7, 2]
㊽ 仮設養生	㊽ 1. [7, 2]
㊾ 仮設養生	㊾ 1. [7, 2]
㊿ 仮設養生	㊿ 1. [7, 2]

6 改修工事	① 1. [7, 2]
	② 1. [7, 2]
	③ 1. [7, 2]
	④ 1. [7, 2]
	⑤ 1. [7, 2]
	⑥ 1. [7, 2]
	⑦ 1. [7, 2]
	⑧ 1. [7, 2]
	⑨ 1. [7, 2]
	⑩ 1. [7, 2]
	⑪ 1. [7, 2]
	⑫ 1. [7, 2]
	⑬ 1. [7, 2]
	⑭ 1. [7, 2]
	⑮ 1. [7, 2]
	⑯ 1. [7, 2]
	⑰ 1. [7, 2]
	⑱ 1. [7, 2]
	⑲ 1. [7, 2]
	⑳ 1. [7, 2]
	㉑ 1. [7, 2]
	㉒ 1. [7, 2]
	㉓ 1. [7, 2]
	㉔ 1. [7, 2]
	㉕ 1. [7, 2]
	㉖ 1. [7, 2]
	㉗ 1. [7, 2]
	㉘ 1. [7, 2]
	㉙ 1. [7, 2]
	㉚ 1. [7, 2]
	㉛ 1. [7, 2]
	㉜ 1. [7, 2]
	㉝ 1. [7, 2]
	㉞ 1. [7, 2]
	㉟ 1. [7, 2]
	㊱ 1. [7, 2]
	㊲ 1. [7, 2]
	㊳ 1. [7, 2]
	㊴ 1. [7, 2]
	㊵ 1. [7, 2]
	㊶ 1. [7, 2]
	㊷ 1. [7, 2]
	㊸ 1. [7, 2]
	㊹ 1. [7, 2]
	㊺ 1. [7, 2]
	㊻ 1. [7, 2]
	㊼ 1. [7, 2]
	㊽ 1. [7, 2]
	㊾ 1. [7, 2]
	㊿ 1. [7, 2]



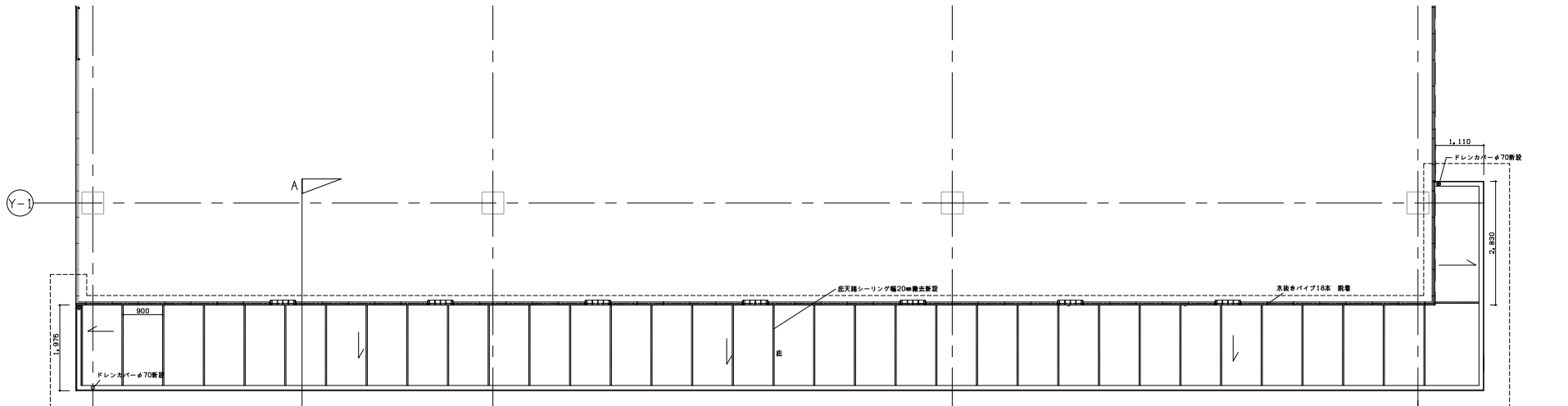

 工事範囲



TITLE
 長浜市役所本庁文書・倉庫棟他改修工事

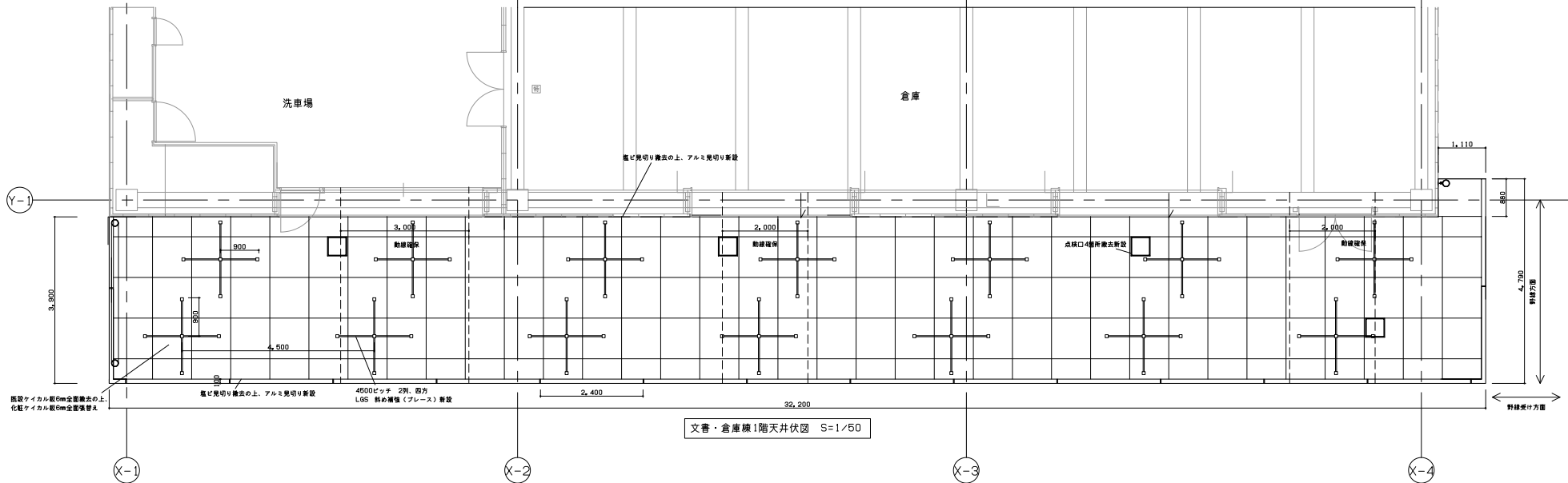
DRAWING NAME A1-SCALE A3-SCALE
 配置図 ... 1:500 1:1000

3
 6



図書・倉庫棟2階平面図 S=1/50

窓とい部シーリング撤去新設（※断面詳細図参照）



図書・倉庫棟1階天井伏図 S=1/50

工事概要	部位	既設	工事内容
	庇天端	アルミパネルt=3.0ふっ素樹脂焼付塗料仕上げ	シーリング撤去新設（参考数量：約309m）、ドレンカバーφ70新設2か所
	軒天	ケイカル板t6.0撤去、蠟び見切り撤去（軒天周囲）	化粧ケイカル板新設（化粧ビス打ち）、点検口撤去新設（450×450）、アルミ見切り新設（AZ-15B（フクビ化学工業））
	天井下地	LGS下地（既存のまま）	LGS斜め補強プレス（C-38×12×1.2）新設（Q4500、2列）

長浜市
NAGAHAMA

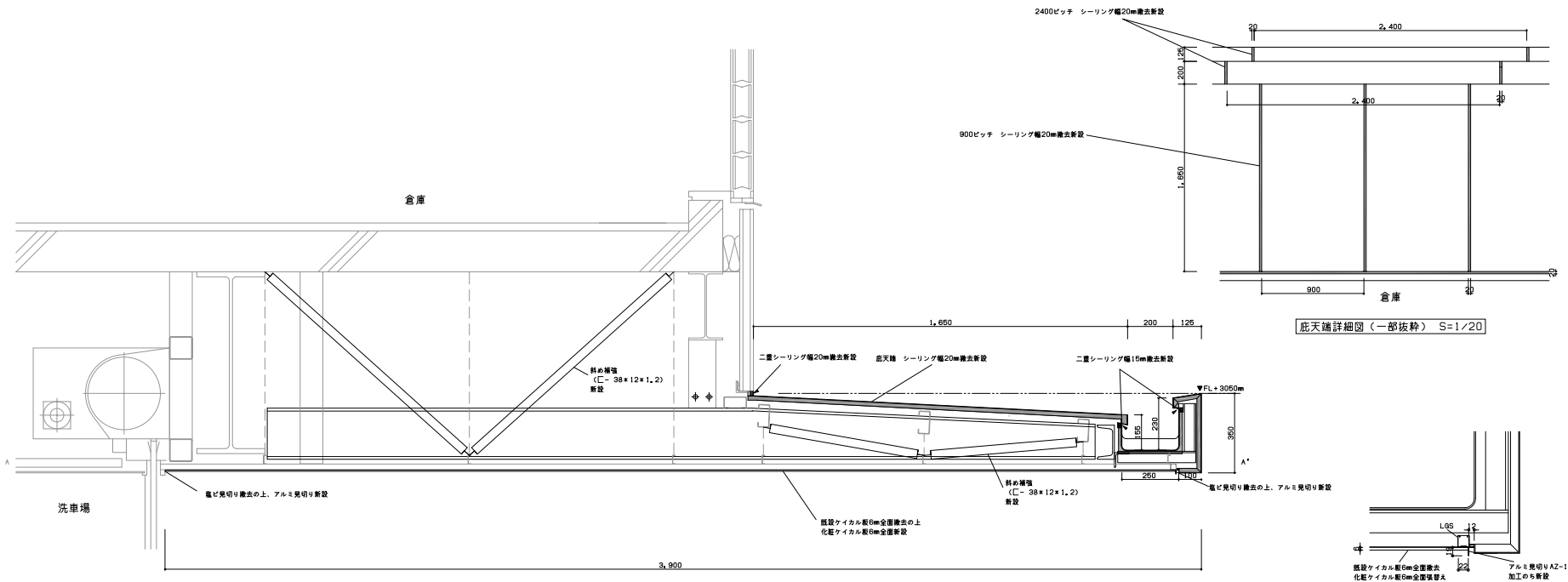
TITLE
長浜市役所本庁図書・倉庫棟庇他改修工事

DRAWING NAME
平面図

A1-SCALE A3-SCALE
1:50 1:100

層 数 図
1:50 1:100

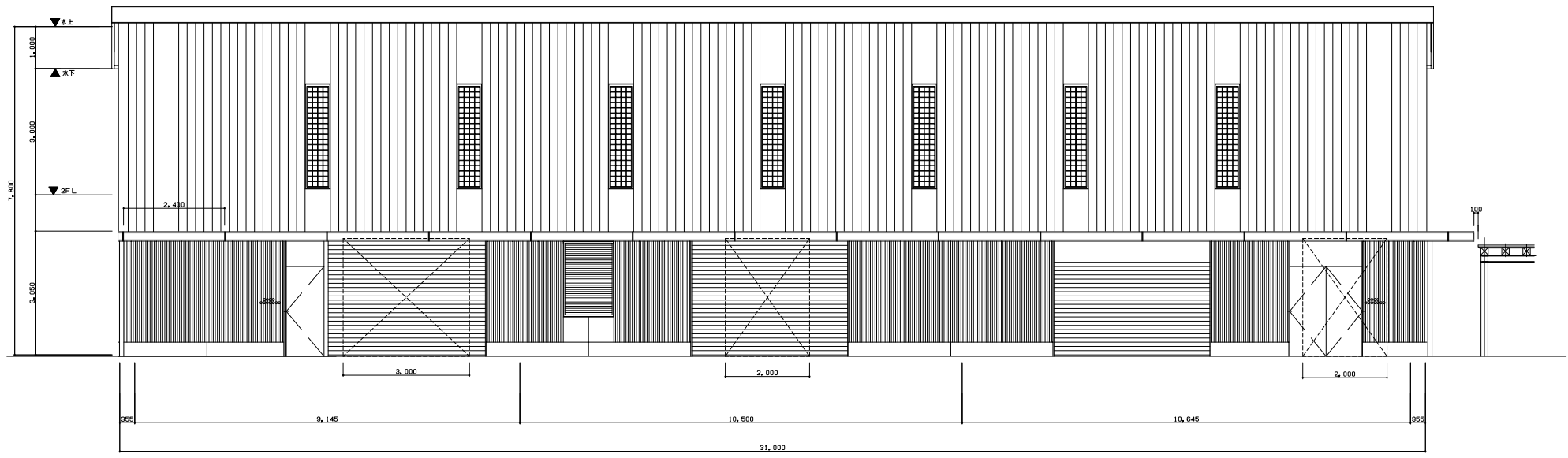
4 / 6



文書・倉庫棟1階底部断面詳細図A-A' S=1/10

底天端詳細図(一部抜粋) S=1/20

見切り取り合い断面詳細図 S=1/5

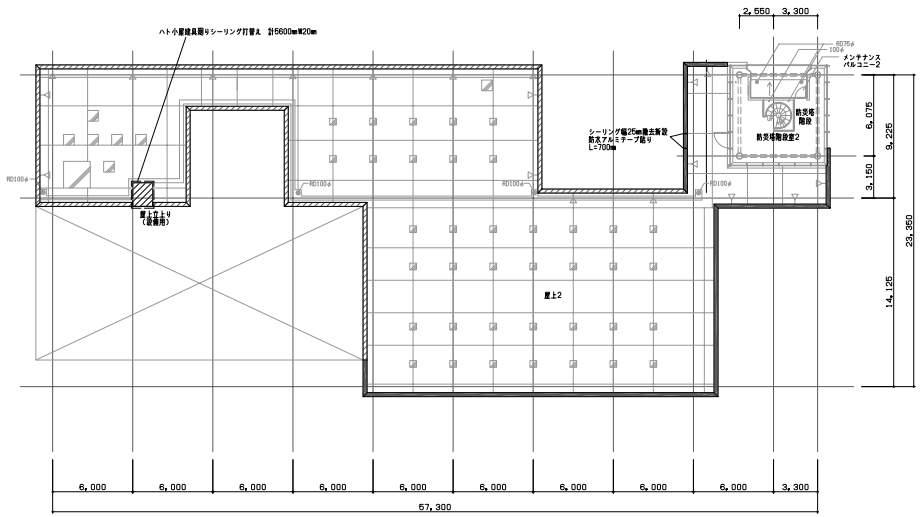
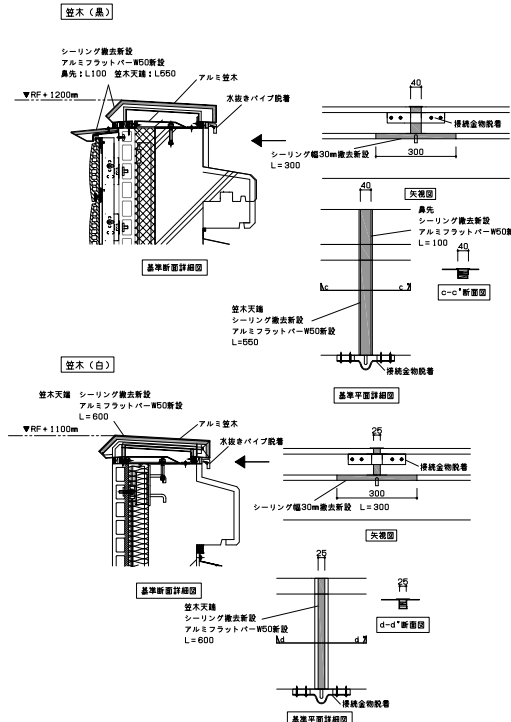
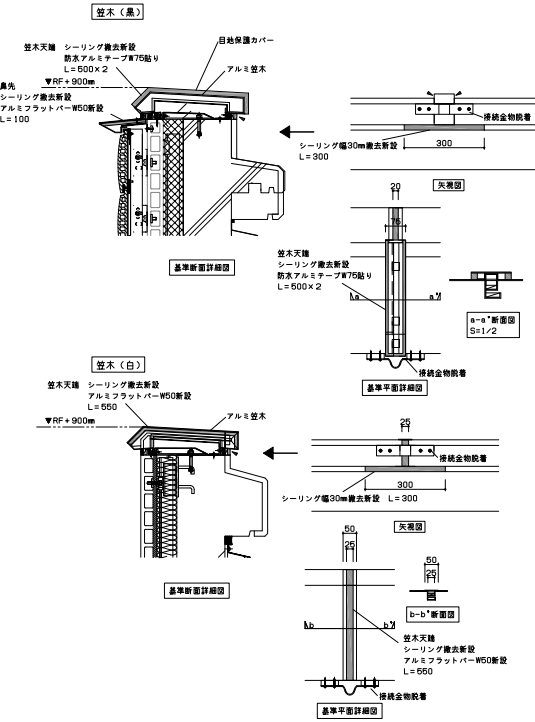


文書・倉庫棟南立面図 S=1/50

この部分は平日9:00-17:00の間、通路を確保すること(足場設置、施工等)

屋上バラベツ部詳細図 S=1/10

7階バラベツ部詳細図 S=1/10

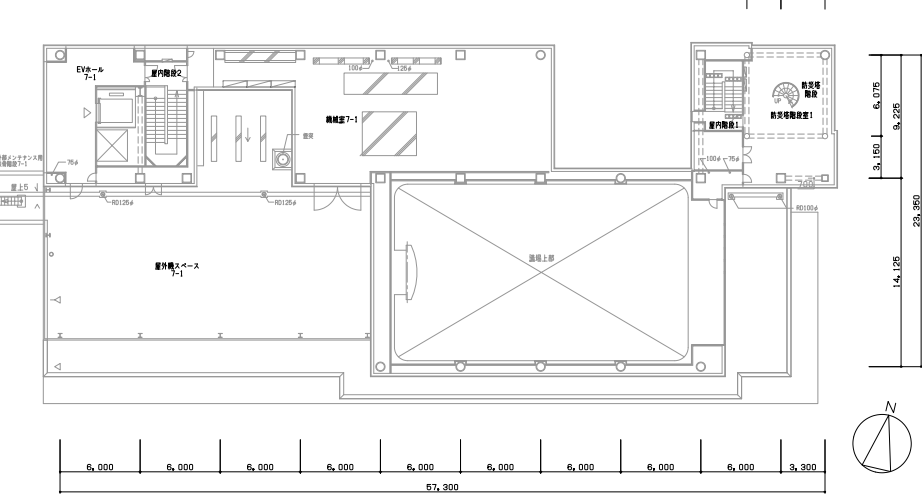
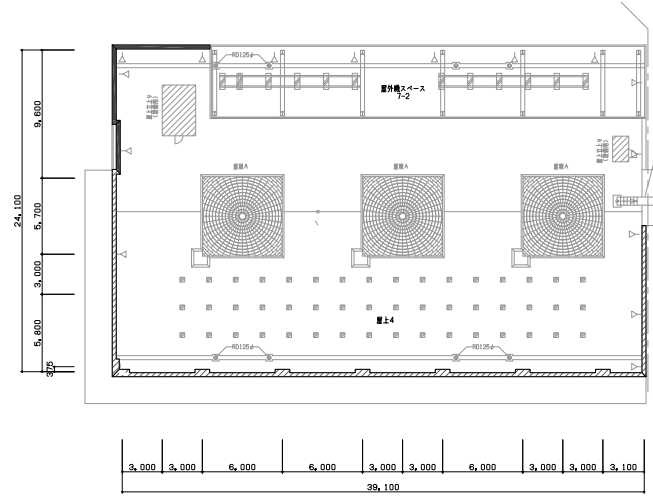


本庁屋上平面図 S=1/200

凡例：施工範
 笠木(黒) [Solid black box]
 笠木(白) [Hatched box]

工事内容

シーリング打替え(箇所)			
屋上	笠木(黒)	25	7階
	笠木(白)	46	笠木(黒)
			笠木(白)
シーリング打替え参考数量 (W25mmL700mm2本とハト小屋5600mmを含む)			
幅25mm以下	約86m	幅30mm以上	約38m
アルミフラットバー t2m W50mm新設 (接着工法)			
120箇所	参考約56m		
防水アルミテープ W75mm 新設			
50箇所	参考約27m		



本庁7階平面図 S=1/200